毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)



第 14 号

平成 17年

六一、字泉砂子七六六五の一〇、

水源のかん養

七六六五の一二、

七六六五の

四

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

1

変更後の指定施業要件

保安林として指定された目的

2月18日(金曜日)

ページ

定めない。

2

かがわ市事業部経済課及び財田町経済課に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町 主伐に係る伐採種は、

●香川県告示第百号

(土地改良課

公

○道路の区域変更及び供用開始

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知

目

次

⑥印は、

県法規集掲載事項)

(みどり保全課)

(道路保全課)

その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東

次のとおりとする。

○土地改良事業の適否決定(二件)

告

|の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。 のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年二月十八日から同年三 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

路 道路の種類 線 名 県道 (一般) 三都港平木線 (二百五十号)

十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第1

大臣から通知があった。

平成十七年二月十八日

●香川県告示第九十九号

○開発行為に関する工事の完了

建

告

示

○土地改良事業の同意 ○土地改良事業の認可

道路の区域

変更及び供区域の一部 県告示 十六号

平成十七年二月十八日

の五、三豊郡財田町財田上字狸谷七四六六の三五、字馬場七五五五の一三、七五五五の 山字南谷二六七、二八五、三九○の一、三九○の七、三九○の九、三九一の一、三九一

二の七、二五七二の一〇、二五七三の一から二五七三の四まで、二五七三の八、字杖立 二五七六の一、二五七六の五、二五七六の九、二五七六の一○、二五七六の一二、入野

東かがわ市五名字北ノ原二五七二の一から二五七二の三まで、二五七二の五、二五七

香川県知事

真

鍋

武

紀

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香

Ш

県

報

(第九二一一号)

香川県知事 真 鍋

武

紀

四番一九地先から小豆郡池田町大字池田字平木九八小豆郡池田町大字池田字平木九八	区			
予池田字平木九八	間			
前	前後別			
三五 / 八 · · · 八	(メートル)敷地の幅員			
四四四	(メートル) 長			
区で第香形成の	備			

香

Ш

県

(第九二一一号)

四番一八地先まで 小豆郡池田町大字池田字平木九八 後 三六・八  $\overline{\phantom{a}}$ 四四四 用

四 供用開始の期日 平成十七年二月十八日

公 告

●香川県公告第九十七号

良事業を行うことについて平成十七年二月三日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月四日から同月二十四日ま

平成十七年二月十八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

土地改良区 香川県三郎池 土地改良区名 単独県費補助土地改良事業三郎池一号地区 単独県費補助土地改良事業三郎池二号地区 土 地 改 良 事 業 名 高松市産業部 土地改良課 縦覧場所

## ●香川県公告第九十八号

第八条第一項の規定により、蛇谷地区共同施行が土地改良事業 確保事業蛇谷地区)を行うことについて平成十七年二月三日適当と決定した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法 (香川用水非受益地域用水

まで縦覧に供する。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月四日から同月二十四日

平成十七年二月十八日

●香川県公告第九十九号

香川県知事 真

鍋 武

紀

良事業を行うことについて平成十七年二月二日認可した。 第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十七年二月十八日

土地改良区名	
土	
地	香
改	川県知
良	知事
事	真
業	鍋
名	武
	紀

"	"	"	"	"	"	"	"	三豊郡山本町土地改良区	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)亀原地区	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)宮の浦地区	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)東香原地区	単独県費補助土地改良事業(農道新設事業)賀條寺地区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)芋の池地区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)中池地区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)西中地区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)亀田地区	単独県費補助土地改良事業(揚水施設改修事業)長野地区	土地改良事業名

## ●香川県公告第百号

同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事 業を行うことについて平成十七年二月二日同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する

平成十七年二月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小山		
東から	市	
がわ市	名	
単独県費補助土地改良事業北山地区	土 地 改 良 事 業 名	

1							_		_			
香	坂	二	妝	盟		平	二十六	次の	香川	"	"	"
Ш	坂出市大屋冨町一八二六—八	発許可	出市は	発区は		平成十七年二月十八日	条第二	開発に	香川県公告第百一号			
県	<b>天屋富</b>	円を受	外田町	吸又は		七年二	二項の	行為に	方 第 百	単	単	単
報	町一	けた書	字与业	工区		月十四	規定に	関する	号	独県豊	独県弗	独県豊
114	스	角の住	加二	に含ま		日	により	る工事		補助	真補 助	真補 助
平	八	開発許可を受けた者の住所及び氏名	六二十	れる m			三十六条第三項の規定により公告する。	が完了		土地	土地改	土地改
平成十七年二月十八日	丸善	氏名	五及	開発区域又は工区に含まれる地域の名称			る。	次の開発行為に関する工事が完了したので、		単独県費補助土地改良事業円仏地区	単独県費補助土地改良事業安戸地区	単独県費補助土地改良事業小磯地区
年二	丸善工業株式会社		ひ同町	名 称						亲 円仏	亲安戸	亲 小 磯
月十八	式会社		字滝新		香川岬			都市計		地 区	地区	地区
日			開四		香川県知事			都市計画法				
	代表取締役		坂出市林田町字与北四二六二―五及び同町字滝新開四二六五―一		真							
			$\underline{\mathbb{T}}$		鍋			四十三				
	三谷安治							二年法				
	治				武			律第百				
					紀			(昭和四十三年法律第百号) 第				
								弗	•			
(A)												
(第九二一一号)												
一 一 早												
C												
$\equiv$												

